

関連条文等

金融グループの業務範囲関係

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（銀行の子会社の範囲等）

第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一～十 （略）

十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該銀行、その子会社（第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ～ト （略）

十二～十四 （略）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 銀行又は前項第二号から第十号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの

二 金融関連業務 銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三～八 （略）

3～11 （略）

○ 「従属業務」（「銀行又は前項第二号から第十号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの」として、下記が列挙されている（銀行法施行規則第17条の3第1項各号）。

①営業用不動産管理業務、②福利厚生業務、③物品一括購入業務、④印刷・製本業務、⑤広告・宣伝業務、⑥自動車運行・保守点検業務、⑦調査・情報提供業務、⑧CD機保守点検業務、⑨DM作成・発送業務、⑩担保評価・担保物件管理、担保財産の売買の代理・媒介業務、⑪消費者ローンの相談・取次ぎ業務、⑫外国為替・対外取引関係の業務、⑬計算業務、⑭文書作成業務、⑮事務取次業務、⑯労働者派遣業務・職業紹介事業、⑰コンピュータ関連業務、⑱教育・研修業務、⑲現金・小切手等輸送業務、⑳現金・小切手等集配業務、㉑有価証券の受渡し業務、㉒現金・小切手等精査業務、㉓自らを子会社とする保険会社のための投資業務、㉔自らを子会社とする銀行等のための自己競落業務、㉕上に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務、㉖上に掲げる業務に附帯する業務

- 「金融関連業務」（「銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの」）として、下記が列挙されている（銀行法施行規則第17条の3第2項各号）。

- ①銀行等の業務の代理又は媒介、農業協同組合等の業務の代理又は媒介、グローバルカストディー業務、資金移動業の代理又は媒介、信託契約代理業、信託業務を営む金融機関が行う兼営業務を受託する契約の締結の代理又は媒介、
- ②金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介、イスラム金融（金銭の貸付けと同視すべきもの）、③銀行法に規定する付随業務（その他の付随業務を含む）、サービサー業、確定拠出年金運営管理業、保険募集（保険契約の締結の代理又は媒介等）、
- ④投資信託の受益証券・抵当証券の募集又は私募、投資顧問・投資一任契約の締結の代理・媒介、集団投資スキーム等有価証券等運用業、⑥商品投資顧問業、⑦クレジットカード業、⑧個品割賦購入斡旋業、⑨プリペイドカード業、⑩リース業、
- ⑫ベンチャーキャピタル、⑬投資信託委託会社・資産運用会社として行う業務、⑭投資助言業務、投資一任契約に係る業務、財産運用業務（有価証券等）、M&Aに関する業務、⑮経営相談、⑯金融経済の調査・研究、⑰個人の財産形成相談、⑱VAN、プログラムの作成等、年金に係る業務、算定割当量（排出権）取引、電子債権記録業、
- ⑲有価証券に関する事務取次ぎ、⑳有価証券に関する顧客の代理、㉑IR、㉒有価証券に関する情報の提供・助言、
- ㉓組合契約等の締結の媒介等、㉔保険業務の代理又は事務の代理、㉕保険契約に係る事項の調査、㉖保険業務を行う者の教育、㉗老人・身障者等の福祉に関する役務提供、㉘健康維持増進施設等の運営、
- ㉙事故等の危険の発生の防止等又は損害規模評価のための調査、分析、助言、㉚健康・福祉等に関する調査、分析等、
- ㉛保険会社等・保険募集人の業務に関する電算プログラム作成・販売及び計算の受託、㉜自動車修理業者等の斡旋紹介、㉝保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎ、保険契約相談、㉞財産の管理及び当該代理事務、㉟兼営法1条1項4号から7号、
- ㊱信託財産評価、㊲上に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務、㊳上に掲げる業務に附帯する業務

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（銀行持株会社の子会社の範囲等の特例）

第五十二条の二十三の二 銀行持株会社は、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる会社（以下「特例子会社対象会社」という。）を子会社（当該銀行持株会社の子会社である銀行の子会社を除く。以下「持株特定子会社」という。）とすることができる。

一 特例子会社対象業務を専ら営む会社（次に掲げる会社を除く。）

イ 前条第一項第十号イ又はロに掲げる業務を専ら営む会社（同号イに掲げる業務（次項において「従属業務」という。）を営む会社に限る。）であつて、主として当該銀行持株会社、その子会社（銀行並びに同条第一項第一号及び第六号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社

ロ 前条第一項第十一号及び第十一号の二に掲げる会社

二 前条第一項各号（第十一号及び第十一号の二を除く。）に掲げる会社が営むことができる業務及び特例子会社対象業務を専ら営む会社（前号ロに掲げる会社を除く。）

2 前項各号の「特例子会社対象業務」とは、子会社対象会社（前条第一項第十一号及び第十一号の二に掲げる会社を除く。）が営むことができる業務（従属業務を除く。以下この項において「特定業務」という。）以外の業務であつて、第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買その他の特定業務に準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。

3～7 （略）

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年三月三十一日大蔵省令第十号）（抄）

（特例子会社対象業務）

第三十四条の十九の三 法第五十二条の二十三の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買とする。

他グループからの事務の受託（収入依存度規制）関係

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（銀行の子会社の範囲等）

第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一～十 （略）

十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該銀行、その子会社（第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ～ト （略）

十二～十四 （略）

2～9 （略）

10 第一項第十一号又は第七項の場合において、会社が主として銀行、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

11 （略）

○ 銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十年金融監督庁告示第六号）

（銀行等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準）

第二条 銀行、長期信用銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等（当該銀行の特定子銀行、銀行持株特定子銀行、当該銀行の銀行集団又は当該銀行の銀行持株会社集団（規則第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団をいう。）をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第十七条の三第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条から第五条までにおいて「それぞれの業務」という。）につき、当該銀行又はその子会社等（同項第二号に掲げる業務については当該銀行又はその子会社等に属する法人の役職員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行又は特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があること。

2 前項の従属業務を営む会社が、主として銀行に係る集団（規則第十七条の二第四項第四号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行に係る集団（規則第十七条の三第一項第二号に掲げる業務については当該銀行に係る集団に属する法人の役職員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行、その特定子銀行又は銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、当該銀行に係る集団に属する規則第十七条の二第四項第四号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する銀行等のいずれかからの収入があること。

その他（異業種から参入するグループ）関係

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

1～8 （略）

9 この法律において「主要株主基準値」とは、総株主の議決権の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内閣府令で定める要件に該当する者が当該会社の議決権の保有者である場合にあっては、百分の十五）をいう。

10 この法律において「銀行主要株主」とは、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（他人（仮設人を含む。）の名義をもつて保有する者を含む。以下同じ。）であつて、第五十二条の九第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第二項ただし書の認可を受けているものをいう。

11～22 （略）

（銀行主要株主に係る認可等）

第五十二条の九 次に掲げる取引若しくは行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者又は銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする者（国等並びに第五十二条の十七第一項に規定する持株会社になろうとする会社、同項に規定する者及び銀行を子会社としようとする銀行持株会社を除く。）は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該議決権の保有者になろうとする者による銀行の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該議決権の保有者になろうとする者がその主要株主基準値以上の数の議決権を保有している会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2～4 （略）

第五十二条の十 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該認可の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）が会社その他の法人である場合又は当該認可を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 取得資金に関する事項、保有の目的その他の当該申請者又は当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この号において「法人申請者等」という。）による銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有に関する事項に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。
 - ロ 法人申請者等及びその子会社（子会社となる会社を含む。）の財産及び収支の状況に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。
 - ハ 法人申請者等が、その人的構成等に照らして、銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
- 二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 取得資金に関する事項、保有の目的その他の当該申請者による銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有に関する事項に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。
 - ロ 当該申請者の財産の状況（当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。）に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。
 - ハ 当該申請者が、銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

(銀行主要株主による報告又は資料の提出)

第五十二条の十一 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行主要株主に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(銀行主要株主に対する立入検査)

第五十二条の十二 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行主要株主の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行主要株主の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は当該銀行主要株主の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(銀行主要株主に対する措置命令)

第五十二条の十三 内閣総理大臣は、銀行主要株主が第五十二条の十各号に掲げる基準（当該銀行主要株主に係る第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可に第五十四条第一項の規定に基づく条件が付されている場合にあつては、当該条件を含む。）に適合しなくなつたときは、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をすることができる。

(銀行主要株主に対する改善計画の提出の求め等)

第五十二条の十四 内閣総理大臣は、銀行主要株主（銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者に限る。以下この条において同じ。）の業務又は財産の状況（銀行主要株主が会社その他の法人である場合にあっては、当該銀行主要株主の子会社その他の当該銀行主要株主と内閣府令で定める特殊の関係のある会社の財産の状況を含む。）に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、銀行主要株主に対し前項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして必要があると認めるときは、当該銀行主要株主がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

(銀行主要株主に係る認可の取消し等)

第五十二条の十五 内閣総理大臣は、銀行主要株主が法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行主要株主に対し監督上必要な措置を命じ、又は当該銀行主要株主の第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すことができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された会社その他の法人である銀行主要株主に対して与えられているものとみなす。

2 銀行主要株主は、前項の規定により第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。